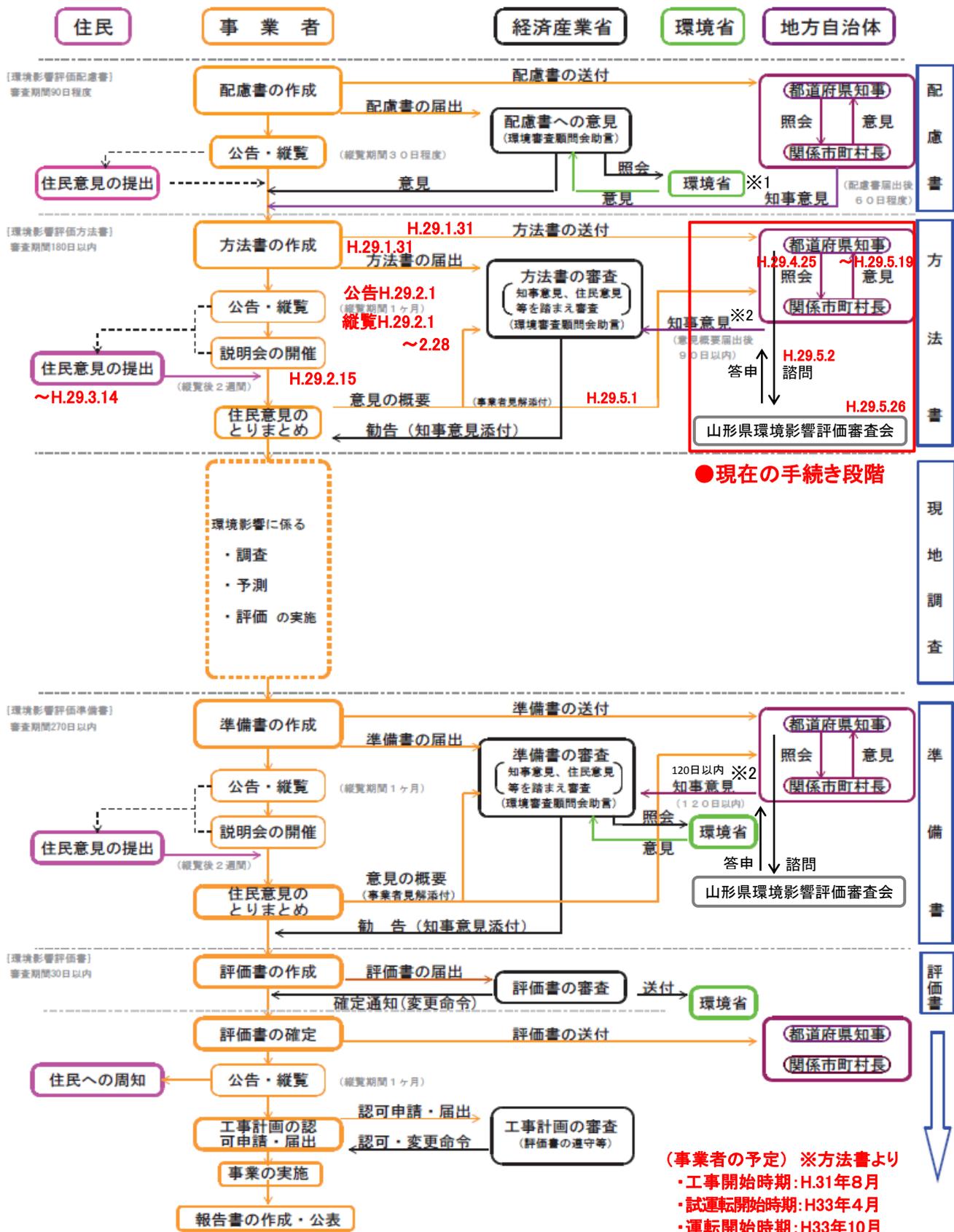


発電所に係る環境影響評価の手の流れ及び実施状況 ((仮称)吾妻高原風力発電事業)

※本県においては配慮書手続を実施していない。

1. 第1種事業



※1: 配慮書について、知事が意見を述べる際に、山形県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる (条例第39条第1項)。

※2: 方法書及び準備書について、知事が意見を述べる際に、山形県環境影響評価審査会の意見を聴く (条例第39条第2項)。